

平成23年12月28日

習志野市東習志野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

「習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、習志野市東習志野コミュニティセンターの管理運営を行う指定管理者を、次の通り指定しましたのでお知らせします。

1. 指定管理者

- (1) 所在地 習志野市東習志野三丁目1番20号
- (2) 団体名 習志野市東習志野コミュニティセンター運営委員会
- (3) 代表者 委員長 石井 一郎

2. 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

3. 指定に至る経過

- (1) 申請者数 1（非公募）
- (2) 日程
 - ア 申請すべき者の指名 平成23年8月31日
 - イ 申請書類の受付 平成23年9月1日～9月28日
 - ウ 指定管理者候補者選定委員会 平成23年10月17日
 - ケ 指定管理者候補者の選定結果の通知 平成23年11月2日
 - コ 議会の議決 平成23年12月22日
 - サ 指定日（告示日） 平成23年12月26日

4. 指定理由

市民の平等な利用の確保、事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有し、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られていることから、当該施設の指定管理者として指定した。

問合せ：社会教育課
電話：047-453-9382